



2023年10月3日 No. 182 (毎月1日発行)

【2024年から、最低賃金約4%引き上げ】

台湾労働部は9月8日に、2024年1月1日から最低賃金を月給2万7,470台湾ドル、時給183台湾ドルに引き上げることを発表し、その後14日に、行政院が承認しました。これにより月給は1,070台湾ドル(4.05%)、時給は7台湾ドル(3.98%)引き上げられます。

今回の引き上げは、蔡英文総統が就任して以来8回目となり、月給は累計37.3%、時給は累計52.5%、それぞれ引き上げられることとなります。最低賃金を下回る賃金により雇用した場合、雇用者に2万台湾ドル以上、150万台湾ドル以下の過料が科されます。

【新たな人材誘致強化策・高度外国人材の帰化要件を増訂】

台湾内政部は9月21日に、国籍法の一部を改正する法律案(国籍法部分条文修正草案)を公開しました。法律案によると、外国籍の人材を誘致する為に、高度外国人材(外國高級專業人才)の帰化に対する居住要件が、2年以上かつ毎年183日以上台湾に合法的に居留することもしくは台湾に5年以上居留することを決めます。

上記の修正案が、立法院に2023年度最後の議会にて審査される予定です。

【房屋税差別税率2.0に関する法律案発表】

台湾財政部は9月21日に、房屋税条例の一部を改正する法律案(房屋税條例部分條文修正草案)を発表しました。7月6日に閣議決定を踏まえ、主に以下の項目を法制化することとなります。

- 税率を2.0%~4.8%に引き上げ、また保有戸数に応じ、単純累進税率方式に変更
- 保有戸数の計算基準を県単位から全国単位に変更
- 居住用住宅に対し、台湾湾全土で一戸に限り、1%の特別税率が適用します。
- 2024年7月1日施行予定です。

上記の修正案が、立法院に2023年度最後の議会にて審査される予定です。

【2 会合連続で政策金利を据え置き】

台湾中央銀行は9月21日の会合で、政策金利を現在の1.875%に据え置くと発表しました。国内のインフレが緩和される一方で、経済成長率が想定以上に鈍化していることを踏まえ、利上げを見送りました。



【ガソリン・軽油、貨物税の減税を年末に延長】

行政院は9月19日に、物価安定タスクフォース会議（物價穩定小組會議）を開き、ガソリンと軽油に対する貨物税の減税を2023年12月末まで継続することを決定しました。この減税措置により、ガソリンと軽油の貨物税額がそれぞれ1リットル当たり2台湾ドル、1.5台湾ドル下げられ、1リットル当たり4.83台湾ドル、2.49台湾ドルの貨物税額となります。

【10月から電気料金を維持する一方で、四つの産業の緩和策も取り消すことに】

台湾經濟部は9月19日に、10月からの電気料金を現在の水準に維持することを決める一方で、百貨店・映画館・スポーツジム・飲食店の四つの産業に対して、2022年7月から実施している新型コロナ緩和策としての電気料金据え置き措置を取り消すことを決めました。平均料金は一キロワット時当たり3.1154台湾ドルの水準となります。

【熊本、東北、沖縄、日本路線の拡大相次ぐ】

チャイナエアライン（中華航空）とスターラックス（星宇）航空が9月に、台北（桃園）－熊本便の開設をはじめ、さらにスターラックス航空が、台北（桃園）－名古屋（中部）便を、12月1日から運航すると発表しました。一方で、格安航空会社のタイガーエア台湾（台湾虎航）は台北（桃園）－福島間を結ぶ定期チャーター便を2024年1月から運航する計画を明らかにし、また台北（桃園）－秋田便も12月10日から運行する予定です。海上交通については、台湾東部・花蓮市が5日に、沖縄県与那国町とリモート会議を開き、2024年3月に両地を結ぶ直通高速船に関して検討することを発表しました。

【台湾版 CHIPS 法案が施行、減税措置も正式公表】

「台湾版 CHIPS 法案」と呼ばれる産業イノベーション条例（産業創新條例）第10条の2の改正法案が8月7日、正式に施行されました。2023年より、以下の条件を満たす企業は、革新的な研究開発への支出について税額控除率25%、また、先端的な製造プロセス設備の支出について税額控除率5%の租税特別措置の適用が可能と定められています。

- 同一課税年度内の研究開発費が60億台湾ドル以上かつ売上純額に占める割合が6%以上
- 当年度の実効税率12%以上
- 購入する自社使用の先端的な製造プロセス設備の支出金額が100億台湾ドル以上

フェアコンサルティング グループ

FCG 中華圏 ニュースレター

北京・蘇州・上海・成都・広州・深圳・台湾・香港



FAIR CONSULTING
GROUP

フェアコンサルティング台湾

(正緯管理顧問股份有限公司)

台北市松山區民生東路 3 段 128 號 7 樓之 1 保富金融大樓

電話：+886-2-2717-0318

担当：坂下 (SAKASHITA)

yu.sakashita@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

www.faircongrp.com © 2023 Fair Consulting Group All rights reserved.

JAPAN - Tokyo, Osaka, Nagoya, Fukuoka / CHINA - Shanghai, Suzhou, Shenzhen, Beijing, Guangzhou, Chengdu / HONG KONG - Hong Kong / VIETNAM - Hanoi, Ho Chi Minh / SINGAPORE - Singapore / INDIA - Gurgaon, Chennai, Bangalore / TAIWAN - Taipei / INDONESIA - Jakarta / THAILAND - Bangkok / MALAYSIA - Kuala Lumpur / PHILIPPINES - Manila / MEXICO - Leon / AUSTRALIA - Melbourne / GERMANY - Munich, Düsseldorf / USA - New York, Los Angeles / ISRAEL - Tel Aviv / NEW ZEALAND - Auckland / NETHERLANDS - Amsterdam / UK - London